

適合性判定等の申請手数料

建築物省エネ法の手数料 (R3.4.1)

愛知県建築局建築指導課

(1) 新規の場合 (計画書・計画通知書)

特定建築行為に係る床面積※1	評価方法		建物用途が工場等※2の場合
	モデル建物法	その他 (標準入力法・主要室入力法等)	
300平米 ~ 1,000平米	121,000	311,200	60,500
1,000平米超 ~ 2,000平米	159,300	401,800	79,600
2,000平米超 ~ 5,000平米	257,900	573,400	128,900
5,000平米超 ~ 10,000平米	336,800	706,300	168,400
10,000平米超 ~ 25,000平米	404,700	834,900	202,300
25,000平米超	474,800	952,400	237,400

(2) 変更の場合 (変更計画書・変更計画通知書)

特定建築行為に係る床面積※1	評価方法		建物用途が工場等※2の場合
	モデル建物法	その他 (標準入力法・主要室入力法等)	
300平米 ~ 1,000平米	62,300	157,400	31,100
1,000平米超 ~ 2,000平米	82,600	203,800	41,300
2,000平米超 ~ 5,000平米	137,700	295,500	68,800
5,000平米超 ~ 10,000平米	182,300	367,100	91,100
10,000平米超 ~ 25,000平米	219,900	435,000	109,900
25,000平米超	259,300	498,200	129,600

(3) 軽微変更該当証明申請書

特定建築行為に係る床面積※1	評価方法		建物用途が工場等※2の場合
	モデル建物法	その他 (標準入力法・主要室入力法等)	
300平米 ~ 1,000平米	31,100	78,700	15,500
1,000平米超 ~ 2,000平米	41,300	101,900	20,600
2,000平米超 ~ 5,000平米	68,800	147,700	34,400
5,000平米超 ~ 10,000平米	91,100	183,500	45,500
10,000平米超 ~ 25,000平米	109,900	217,500	54,900
25,000平米超	129,600	249,100	64,800

※1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 (平成二十八年政令第八号) 第4条第1項に規定する床面積をいいます

(特定建築物の非住宅部分の規模等)

第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、**床面積 (内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。第十五条第一項を除き、以下同じ。)**の合計が三百平方メートルであることとする。

※2 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの

性能向上計画認定申請手数料（法第34条）

建築物省エネ法の手数料（R5.3.22）

愛知県建築局建築指導課

（1）新規の場合（知事が定める機関の事前審査を経る場合）

住宅部分		共同住宅の共用部分		非住宅部分	
住宅部分が存在しない	0	共用部分が存在しない又は共用部分を評価しない	0	非住宅部分が存在しない	0
一戸建て住宅	5,200	～ 300平米	10,300	～ 300平米	10,300
1戸	5,200	300平米超～ 1,000平米	17,900	300平米超～ 1,000平米	17,900
2～5戸	10,300	1,000平米超～ 2,000平米	29,100	1,000平米超～ 2,000平米	29,100
6～10戸	17,500	2,000平米超～ 5,000平米	87,300	2,000平米超～ 5,000平米	87,300
11～25戸	29,100	5,000平米超～ 10,000平米	138,100	5,000平米超～ 10,000平米	138,100
26～50戸	48,800	10,000平米超～ 25,000平米	174,400	10,000平米超～ 25,000平米	174,400
51～100戸	87,300	25,000平米超	218,000	25,000平米超	218,000
101～200戸	138,100				
201～300戸	174,400				
301戸～	186,100				

（2）新規の場合（愛知県へ直接申請する場合）

住宅部分			共同住宅の共用部分		非住宅部分		
住宅部分が存在しない		0	共用部分が存在しない又は共用部分を評価しない	0	非住宅部分が存在しない		0
一戸建て住宅	誘導仕様基準	標準計算法	～ 300平米	118,500	～ 300平米	95,000	248,400
1戸	19,100	37,100	300平米超～ 1,000平米	149,700	300平米超～ 1,000平米	121,000	311,200
2～5戸	35,900	74,900	1,000平米超～ 2,000平米	195,500	1,000平米超～ 2,000平米	159,300	401,800
6～10戸	51,900	105,400	2,000平米超～ 5,000平米	304,500	2,000平米超～ 5,000平米	257,900	573,400
11～25戸	74,600	148,300	5,000平米超～ 10,000平米	390,900	5,000平米超～ 10,000平米	336,800	706,300
26～50戸	112,600	213,000	10,000平米超～ 25,000平米	467,200	10,000平米超～ 25,000平米	404,700	834,900
51～100戸	170,300	305,200	25,000平米超	544,200	25,000平米超	474,800	952,400
101～200戸	242,600	413,500					
201～300戸	313,400	542,100					
301戸～	356,500	636,500					

（3）変更の場合（知事が定める機関の事前審査を経る場合）

住宅又は住戸の部分		共同住宅の共用部分		非住宅部分	
住宅又は住戸の部分が存在しない	0	共用部分が存在しない又は共用部分を評価しない	0	非住宅部分が存在しない	0
一戸建て住宅	3,200	～ 300平米	6,200	～ 300平米	6,200
1戸	3,200	300平米超～ 1,000平米	10,700	300平米超～ 1,000平米	10,700
2～5戸	6,200	1,000平米超～ 2,000平米	17,500	1,000平米超～ 2,000平米	17,500
6～10戸	10,500	2,000平米超～ 5,000平米	52,400	2,000平米超～ 5,000平米	52,400
11～25戸	17,500	5,000平米超～ 10,000平米	82,900	5,000平米超～ 10,000平米	82,900
26～50戸	29,300	10,000平米超～ 25,000平米	104,700	10,000平米超～ 25,000平米	104,700
51～100戸	52,400	25,000平米超	130,800	25,000平米超	130,800
101～200戸	82,900				
201～300戸	104,700				
301戸～	111,700				

（4）変更の場合（愛知県へ直接申請する場合）

住宅又は住戸の部分			共同住宅の共用部分		非住宅部分		
住宅又は住戸の部分が存在しない		0	共用部分が存在しない又は共用部分を評価しない	0	非住宅部分が存在しない		0
一戸建て住宅	誘導仕様基準	標準計算法	～ 300平米	60,300	～ 300平米	48,600	125,200
1戸	10,100	19,200	300平米超～ 1,000平米	76,600	300平米超～ 1,000平米	62,300	157,400
2～5戸	19,000	38,500	1,000平米超～ 2,000平米	100,700	1,000平米超～ 2,000平米	82,600	203,800
6～10戸	27,700	54,500	2,000平米超～ 5,000平米	161,000	2,000平米超～ 5,000平米	137,700	295,500
11～25戸	40,200	77,100	5,000平米超～ 10,000平米	209,300	5,000平米超～ 10,000平米	182,300	367,100
26～50戸	61,300	111,400	10,000平米超～ 25,000平米	251,100	10,000平米超～ 25,000平米	219,900	435,000
51～100戸	93,900	161,300	25,000平米超	293,900	25,000平米超	259,300	498,200
101～200戸	135,200	220,600					
201～300戸	174,200	288,500					
301戸～	197,000	336,900					

※複数建築物の向上計画認定の手数料は、建築物ごとに手数料を計算し、合算してください。

基準適合認定申請手数料（法第41条）

建築物省エネ法の手数料（R5.3.22）
愛知県建築局建築指導課

（1）知事が定める機関の事前審査を経る場合

住宅部分		共同住宅の共用部分		非住宅部分	
住宅部分が存在しない	0	共用部分が存在しない、共用部分を評価しない又は共用部分に評価対象設備がない	0	非住宅部分が存在しない	0
一戸建て住宅	5,200	～ 300平米	10,300	～ 300平米	10,300
1戸	5,200	300平米超～1,000平米	17,900	300平米超～1,000平米	17,900
2～5戸	10,300	1,000平米超～2,000平米	29,100	1,000平米超～2,000平米	29,100
6～10戸	17,500	2,000平米超～5,000平米	87,300	2,000平米超～5,000平米	87,300
11～25戸	29,100	5,000平米超～10,000平米	138,100	5,000平米超～10,000平米	138,100
26～50戸	48,800	10,000平米超～25,000平米	174,400	10,000平米超～25,000平米	174,400
51～100戸	87,300	25,000平米超	218,000	25,000平米超	218,000
101～200戸	138,100				
201～300戸	174,400				
300戸～	186,100				

（2）愛知県へ直接申請する場合

住宅部分		共同住宅の共用部分		非住宅部分		モデル建物法	標準入力法等
住宅部分が存在しない	0	共用部分が存在しない、共用部分を評価しない又は共用部分に評価対象設備がない	0	非住宅部分が存在しない	0		
一戸建て住宅	19,100	～ 300平米	118,500	～ 300平米	95,000	248,400	
1戸	19,100	300平米超～1,000平米	149,700	300平米超～1,000平米	121,000	311,200	
2～5戸	35,900	1,000平米超～2,000平米	195,500	1,000平米超～2,000平米	159,300	401,800	
6～10戸	51,900	2,000平米超～5,000平米	304,500	2,000平米超～5,000平米	257,900	573,400	
11～25戸	74,600	5,000平米超～10,000平米	390,900	5,000平米超～10,000平米	336,800	706,300	
26～50戸	112,600	10,000平米超～25,000平米	467,200	10,000平米超～25,000平米	404,700	834,900	
51～100戸	170,300	25,000平米超	544,200	25,000平米超	474,800	952,400	
101～200戸	242,600						
201～300戸	313,400						
300戸～	356,500						